

人材紹介に関する手数料規定

(対価の支払いおよび時期)

紹介した人材を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、下記に規定する計算式により算出された理論年収の20%(消費税は別途加算)を上限とし、乙に支払うものとする。

但し看護師の資格を有する丙については、30%(消費税は別途加算)を上限とする。

※理論年収=「月額固定給×12ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績 賞与支払月数」

※月額固定給=採用会社の定める基準内賃金

※年俸制を採用する場合は、年俸額を理論年収とする。

※1年未満の有期雇用契約の場合は、契約期間を1年間とみなし換算した額を理論年収とする。この場合において、氏名、採用日、紹介の対価の額等必要な事項を別途書面により確認するものとする。